

税務キャッチ・アップ 法人税関係

解約返戻金のある定期保険及び第三分野保険の支払保険料の取扱いの改定

1はじめに

令和元年7月7日までの定期保険及び第三分野保険の取扱いは個別通達に該当するか否か、同一の保険商品であっても加入年齢や保険期間の長短により差異が生じていた。また、個別通達に定めがある第三分野保険以外の取扱いが明らかではないという問題点があった。

そこで、保険商品ごとに取扱いを定めるのではなく、包括的な取扱いを定め、解約返戻率(解約時の支払保険料の累計額に占める解約返戻金の額の割合)を用い、資産計上額の計算や、その取崩しによる損金算入時期について実態を踏まえた改正が行われた。

本稿では、改正された解約返戻金のある定期保険及び第三分野保険の支払保険料の取扱いの概要とその実務上の留意点について解説する

2改正の概要(法基通9 -3-5, 9-3-5の 2)

法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む)を被保険者とする定期保険又は第三分野保険に加入してその保険料を支払った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により取扱う。

- (1) 保険期間が3年未満又は最高解約返戻率が50%以下の場合
期間の経過に応じて損金算入
- (2) 最高解約返戻率が50%超か

ら70%以下の場合

- ① 一の被保険者の年換算保険料相当額(その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額)が30万円以下である場合
期間の経過に応じて損金算入する。

② ①以外の場合

- a 保険期間開始の日から保険期間の100分の40に相当する期間を経過するまで
資産計上額=支払保険料のうち当該事業年度に対応する部分の金額(以下当期分支払保険料の額という)×40/100
- b 保険期間の100分の75に相当する期間の経過後
資産計上額の累積額を均等に取り崩して損金算入する。

(3) 最高解約返戻率70%超から85%以下の場合

- ① 保険期間開始の日から保険期間の100分の40相当期間を経過するまで
資産計上額=当期分支払保険料の額×60/100
- ② 保険期間の100分の75相当期間経過後
資産計上額の累積額を均等に取り崩して損金算入する。

(4) 最高解約返戻率85%超の場合

- ① 保険期間開始の日から最高解約返戻率となる期間の終了の日までの期間
資産計上額=当期分支払保険料の額×最高解約返戻率×70/100

(注) 解約返戻金相当額の増加額が年換算保険料の額の70%相当額を超える期間がある場合にはその超えることとなる期間。

- ② 保険期間開始の日から10年を経過する日までの期間
資産計上額=当期分支払保険料の額×最高解約返戻率×90/100

(注) 資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始の日から5年を経過する日までを資産計上期間とする。保険期間が10年未満であるときは保険期間の100分の50相当期間を経過する日までを資産計上期間とする。

- ③ 解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後
資産計上額の累積額を均等に取り崩して損金算入する。

3適用関係

令和元年7月8日以後の契約に係る保険料について適用され、同日前の契約については従前の例による。

4おわりに

改正前では、外資系の保険会社における多様化する保険商品の取扱いが個別通達等に該当するか否か、または明らかでない等の問題点があった。今回の改正により最高解約返戻率に応じた計算方法が明確になり、簡便的に計算が行えることとなった。

(右山研究グループ
税理士 守屋みゆき)